

2026年3月吉日

お取引先様各位

寄隆建設株式会社

下請法改正に伴う「中小受託取引適正化法」施行について

拝啓 弥生の候、貴社におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2026年1月1日より「下請負代金支払い遅延等防止法(通称:下請法)」の名称が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(略称:中小受託取引適正化法、通称:取適法)に改正され、同日施行されました。  
本改正により、取適法の適用対象取引においては、代金支払時の振込手数料を委託事業者が負担するルールに変更となります。  
つきましては、下記のとおり支払条件を変更することとなりましたので、ご案内申し上げます。

1.変更内容

変更前：支払条件に応じて現金及び手形・(サイト60日)による支払  
変更後：すべての支払について現金100%による支払  
併せて銀行振込手数料は弊社が負担いたします

2.変更時期

2026年3月支払分(2026年2月検収)から  
詳細につきましては下記参考リンクをご確認ください。

参考:取適法ポイントリーフレット(公正取引委員会)[https://www.jftc.go.jp/file/toriteki\\_leaflet.pdf](https://www.jftc.go.jp/file/toriteki_leaflet.pdf)

今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

---

【本件お問い合わせ先】

〒552-0005 大阪市港区田中 2-14-13

寄隆建設株式会社

管理部 山本

TEL : 06-6575-2660 FAX : 06-6575-2671

---